

文化財保存事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則(平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊川市内に存する文化財の保護を図るため、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)及び豊川市文化財保護条例(昭和53年豊川市条例第15号)に基づいて、文化財の所有者等が行う文化財保護事業の実施に要する経費に対し、市の予算の範囲内で交付する文化財保存事業費補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1のとおりとする。

(補助率)

第3条 補助率は、別表1のとおりとする。

(交付申請書)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、文化財保存事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書は、補助対象事業開始前に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1号に規定する軽微な変更は、補助目的達成のための弾力的運用に伴う経費の配分の変更とする。

2 規則第6条第3号に規定する軽微な変更は、補助目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(決定通知書)

第6条 規則第7条の規定により行う通知は、文化財保存事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)による。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受領した日から起算して、10日を経過した日とする。

(実績報告書)

第8条 規則第13条に規定する補助事業実績報告書の様式は、文化財保存事業費補助金実績報告書(様式第3号)とする。

2 前項の報告書は、補助対象事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第9条 規則第14条の規定により行う通知は、文化財保存事業費補助金確定通知書(様式第4号)による。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助対象事業完了後交付する。ただし、市長は、必要があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(決定の取消通知書)

第11条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、文化財保存事業費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)による。

附 則

この要綱は、平成8年9月17日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。